糸田町公告第56号

入　札　公　告

総合評価方式による条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令第167条の6第1項及び第167条の10の2第6項並びに糸田町建設工事条件付き一般競争入札実施要領第2条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和8年11月5日

糸田町長　　森下　博輝

記

1　入札に付する事項

(1)	事　業　名	ー
(2)	工　事　名	糸田町立緑ヶ丘病院新病院建設工事
(3)	工事場所	田川郡糸田町宮床
(4)	工　　期	契約締結日の翌日　～　令和10年7月31日まで
(5)	工事種別	建築一式工事
(6)	工事概要	・建築工事　　一式 ・電気設備工事　　一式 ・機械設備工事　　一式 ・昇降機設備工事　　一式 ・造成工事　　一式 ・解体工事　　一式
(7)	予定価格	3,892,000,000円（税抜）
(8)	最低制限価格	無し
(9)	調査基準価格	3,580,640,000円（税抜）
(10)	失格基準価格	3,222,576,000円（税抜）
(11)	総合評価方式	標準型（除算方式）
(12)	担　当　課	糸田町立緑ヶ丘病院　庶務係 〒822-1315　　福岡県田川郡糸田町3187番地 ℡0947-26-0111

2　入札参加条件

本入札は、単体企業又は特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）として参加することができる。入札参加者は、公告日から落札者の決定までの間、次の要件をすべて満たすこと。JVで参加する場合の要件は、入札説明書 4 に定める。

(1)　地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2)　令和8年度糸田町競争入札参加資格者名簿（建築一式工事）に登録されていること。

(3)　建設業法第3条第1項の規定による建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(4)　建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受け、建築一式工事の総合評定値が1,200点以上であること。

(5)　糸田町建設工事等に係る業者の指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。

(6)　町と紛争又は争訟関係にないこと。

(7)　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(8)　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と次のアからウまでのいずれかに該当する資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、イの「役員」の範囲その他の用語の意義は、設計業務等受託者との関係申出書（様式総合1-3）による。なお、対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と関連がある者が対象工事への入札に参加した場合、公平、公正な競争入札が阻害されると判断し対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と関連がある者が行った入札を無効とする。

ア 資本関係

（ア）子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

（イ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

（ア）一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は会社更生法第2条第7項に規定する更生会社である場合を除く。

（イ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

（ウ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる関係

（ア）組合とその構成員の関係にある場合

（イ）上記ア又はイと同等の資本関係又は人的関係があると町が判断した場合

(9) 元請として、公告日の前日から起算して過去15年間に完成・引渡しが完了した、病床数60床以上又は延床面積4,300㎡以上の病院の新築、改築又は増築工事（増改築は対象部分の規模）の施工実績を有すること。なお、JVの構成員としての実績は出資比率20％以上を対象とする。

(10) 本工事に必要な資格を有する監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）を専任で配置できること。また、配置予定監理技術者は、公告日以前3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有し、(9)に掲げる工事の施工経験を有すること。

(11) 入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格確認通知書により資格「有」の通知を受けた者であること。

(12) 糸田町が発注する一般競争入札及び指名競争入札の工事を受注していないこと。ただし、入札参加資格確認申請書等の提出期限日の前日までに竣工検査に合格している場合は、この限りでない。また、入札参加資格確認申請書等を提出した後は、この入札会が終了するまで糸田町が発注するすべての工事を受注することができない。入札会終了後、落札者以外はこの条件を解除し、落札者は当該工事の竣工と共にこの条件を解除する。

(13) 糸田町が発注する他の入札への参加申請は可能であるが、落札した場合は辞退届を提出すること。

(14) 地方自治法第92条の2、第142条、第166条及び第180条の5第6項並びに糸田町政治倫理条例第17条に抵触しないこと。

※ 病院とは医療法第1条の5第1項に規定する病院をいい、床数は病床数、面積は延床面積とする。

3 総合評価方式に関する事項

(1) 本工事は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（標準型・除算方式）により行う。

(2) 評価値は、次の算式により算定する。

評　価　値 ＝ 技術評価点　÷　入札価格　×　換算係数

技術評価点 ＝ 標準点（100点）　＋　加算点（配点合計25点）

入札価格は、消費税及び地方消費税相当額を含まない額とする。

(3) 評価項目、評価基準、配点、同種工事の定義、施工計画及び技術提案の課題、技術資料等の不備等の取扱い、評価内容の履行その他総合評価に必要な事項は、本公告と併せて公表する「案件別落札者決定基準」に定める。

(4) 本工事は、最低制限価格制度を適用せず、低入札価格調査制度を適用する。低入札価格調査の手続等は、入札説明書に定める。

4 入札参加申請

(1) 入札に参加を希望する者は、次の書類を提出し、入札参加資格の確認を受けること。様式は糸田町ホームページからダウンロードすること。ダウンロードできない者については、担当課にてデータの受け渡しを可能とする。その際は、USB又はCD-ROMを持参すること。紙媒体でのコピーを必要とする場合は、A4サイズ1枚あたり10円、A3サイズ1枚あたり20円で手渡しするものとする。

① 入札参加資格確認申請書（単体企業：様式総合1-1、JV：様式総合1-2）

② 建設業の許可通知書又は許可証明書の写し（JVの場合は全構成員分）

③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（JVの場合は全構成員分）

④ 配置予定技術者調書（様式総合3）、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の

写し（JVの代表構成員以外の構成員が主任技術者を配置する場合は、その資格を証する書類の写し）並びに雇用関係を確認できる書類（健康保険被保険者証等）の写し（JVの場合は全構成員分）

⑤ 現在従事している建設工事調書（様式総合3別紙）（現在従事している工事がある場合）

⑥ 同種工事の施工実績調書（様式総合4）及びその確認資料（CORINS工事カルテ、契約書、完成を確認できる書類等の写し）（JVの場合は全構成員分）

⑦ JVで参加する場合は、特定建設工事共同企業体委任状（様式総合2-1）、同使用印鑑届（様式総合2-2）、同協定書（様式総合2-3）及び構成員建設業一覧（様式総合2-4）

⑧ 設計業務等受託者との関係申出書（様式総合1-3）（JVの場合は全構成員分）

⑨ 誓約書（糸田町暴力団排除条例）

⑩ その他、各様式の注意事項に記載された書類

(2) 提 出 方 法 糸田町立緑ヶ丘病院　庶務係　へ持参又は郵送すること。

(3) 提 出 期 間 令和8年11月5日　（　木　）　から　令和8年11月19日　（ 木 ）　まで
土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前8時30分から午後5時00分までとする。
郵送の場合は、令和8年11月19日(木)午後5時00分までに必着しなければならないものとし、必着した日時が証明できる郵送方法に限るものとする。

(4) その他

・ 提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
・ 提出書類は、本入札及び契約手続以外の目的に使用しない。
・ 提出書類は返却しない。
・ 提出期限後における申請書又は資料の差替え又は再提出は認めない。ただし、町が提出済みの内容の確認のため指示した場合は、この限りでない。

5 技術資料等の提出

(1) 入札参加者は、別に公表する「技術資料等の提出について」に定めるところにより、技術資料等を提出すること。作成方法、提出部数、内容確認（ヒアリング）その他の詳細は、同書による。

(2) 提 出 方 法 糸田町立緑ヶ丘病院　庶務係　へ持参又は郵送すること。

(3) 提 出 期 間 令和8年12月21日　（　月　）　から　令和9年1月15日　（ 金 ）　まで
土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除き、午前8時30分から午後5時00分まで（最終日は午後1時00分まで）とする。
郵送の場合は、令和9年1月15日(金)午後1時00分までに必着しなければならないものとし、必着した日時が証明できる郵送方法に限るものとする。

6 競争入札参加資格確認通知書

(1) 入札参加資格の有無を競争入札参加資格確認通知書で　令和8年11月24日　（火）　までに電子メール又は郵送により通知する。なお、届いていない場合は、担当課に確認すること。

(2) 入札参加資格が無いと通知された者は、その理由について説明を求めることができる。

(3) (2) の説明を求める場合は、　令 和 8 年 12 月 1 日　（　火　）　までに理由説明請求書（様式総合14）を提出しなければならない。

(4) 説明を求められた場合は、　令 和 8 年 12 月 3 日　（　木　）　までに説明を求めた者に対して書面により回答する。

7 設計図書等の公表及び交付

(1) 公告、入札説明書、案件別落札者決定基準、技術資料等の提出について及び提出様式は、糸田町ホームページに掲載する。

(2) 図面、仕様書、内訳書その他の詳細な設計図書（以下「設計図書等」という。）は、次により交付する。

・ 交付期間　令和8年11月5日（木）　から　令和8年11月19日（木）まで
・ 交付場所　糸田町立緑ヶ丘病院　庶務係
・ 交付方法　秘密保持誓約書（様式総合15）を提出した者に、担当課窓口で電子データ（CD-R等）により交付する。

(3) 交付を受けた設計図書等は、本入札以外の目的に使用してはならず、入札会終了後に破棄すること。

8 現場説明会

現場説明会は行わない。

9 質疑書の受付及び回答

(1) 受付期間

① 入札参加資格、提出書類、技術資料等に関する質疑
令和8年11月5日（木）　から　令和8年12月11日（金）　午後1時まで

② 設計図書、積算等に関する質疑
令和8年12月21日（月）　から　令和9年1月22日（金）　午後1時まで

(2) 提出方法

質疑書（別紙）に必要事項を記入のうえ、電子メール又はFAXで提出すること。
提出先は下記のとおりとする。

担当課	糸田町立緑ヶ丘病院　庶務係
ＦＡＸ番号	0947-23-0011
メールアドレス	midorigaokahp@titan.ocn.ne.jp

(3) 質疑書に対する回答

質疑書に対する回答は、糸田町ホームページで公表する。質疑が発生する毎に公表するので、必ず定期的に確認すること。なお、①の質疑は令和8年12月18日（金）までに、②の質疑は令和9年1月29日（金）までにすべて回答する。

10 入札方法等

(1) 提出書類

・ 入札書、工事積算見積書、内訳書及び委任状（代理人が入札する場合）を提出すること。（様式はホームページよりダウンロード可能）
・ 額無設計書の提出は不要とする。

(2) 入札会日時

令　和　9　年　2　月　9　日　（火）　午前　10　時　00　分（受付は開始30分前から）

(3) 場所

福岡県田川郡糸田町1975番地1　糸田町役場　住民センター2階　第1研修室

(4) 入札方法

・ 入札者は、入札受付時に競争入札参加資格確認通知書を提示し、確認を受けること。
・ 入札会に出席する者は1名とし、受付時に受付簿に記名押印（認印）を行うこととする。
・ 受付時に工事積算見積書、内訳書及び委任状（代理人が入札する場合）の提出を行うこと。封筒は必要ないものとする。
・ 入札書は、入札会当日に投函の指示後、入札箱に投函すること。
・ 入札者は、同一入札において他の入札者の代理人になることができない。
・ 入札回数は1回とする。
・ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を記載し、千円未満は記入しないこと。
・ 定刻までに入札会場へ入室していない場合は、入札に参加できない。

11 無効、欠格又は失格となる入札

(1) 無効となる入札

・ 入札参加資格のない者がした入札
・ 入札者又はその代理人が2以上の入札をした場合におけるそれらの入札
・ 入札書に記名押印のない入札
・ 入札書に誤字、脱字等があって必要事項を確認することができない入札
・ 予定価格を超える価格の入札
・ 上記のもののほか、入札参加条件又は入札方法に違反した入札
・ その他入札執行者において無効と認めた入札

(2) 欠格又は失格となる入札

・ 案件別落札者決定基準に定める技術資料等の不足、不備等により欠格又は失格とされた者の入札

・ 入札価格が失格基準価格を下回る入札
・ 談合又は不正手段によって行われた入札
・ 入札執行者及び職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
・ その他入札執行者において失格と認めた入札

12 入札参加者が1者の場合の取扱い及び入札の中止等

(1) 入札参加資格確認申請者又は入札参加者が1者の場合であっても、入札を執行する。この場合においても入札参加資格の確認、技術資料等の審査及び評価、評価値の算定並びに入札価格が調査基準価格を下回る場合の低入札価格調査を通常どおり行ったうえで、落札者を決定する。

(2) 入札参加資格確認申請者がいない場合、又は有効な入札がない場合は、入札を取りやめ、改めて公告を行うことがある。

(3) 不正入札若しくはその疑いがあると認めるとき、又は天災事変等やむを得ない事由により入札を適正に執行できないおそれがあると認めるときは、当該入札を停止し、延期し、又は中止することがある。この場合における損害は、入札執行者は負担しない。

13 落札者の決定方法

(1) 開札後、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とし、その入札価格が調査基準価格以上であるときは、当該落札候補者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

(2) 落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回るときは、落札者の決定を保留し、低入札価格調査を行う。調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、当該落札候補者を落札者とせず、次順位者を新たな落札候補者として同様の手続を行う。手続の詳細は、入札説明書に定める。

14 入札結果等の公表及び技術評価に関する説明

入札参加者は、入札結果の公表後、自らの技術評価結果及びその評価理由について説明を求めることができる。説明を求める方法及び期間は、入札説明書に定める。

15 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金　　免除

(2) 契約保証金　　糸田町財務規則第118条の規定により、請負代金額の100分の10以上の額
ただし、調査基準価格を下回る価格で入札した者が、低入札価格調査の結果、落札者と決定され、契約を締結する場合は、請負代金額の100分の30以上とする（履行保証による場合も同様とする。）。

契約予定日までに必ず契約保証金を納めるか、履行保証の提出を行うこと。落札後から契約までは期間が短いため、履行保証又は契約保証金の準備を速やかに行うこと。履行保証の場合は、原本が届くまでは履行保証申込書の提出を行い、原本の到着後に差し替えることを可能とする。

16 前払金等

前払金、中間前払金及び部分払の取扱いについては、別紙「契約仕様書」に定めるところによる。

17 評価内容の履行

(1) 総合評価において加算の対象となった評価内容のうち、契約締結後に履行すべき事項は契約の内容とし、受注者は、これを誠実に履行しなければならない。

(2) (1)の事項の履行時期、履行方法及び確認方法並びに履行されない場合の措置（再度の履行、違約金の請求、工事成績評定の減点等）は、案件別落札者決定基準に定める。

18 その他

(1) 入札参加希望者は、本公告、入札説明書、案件別落札者決定基準、技術資料等の提出について及び設計図書等を熟読のうえ、入札に参加すること。

(2) 追加説明等が発生した場合は、公告の修正又は糸田町ホームページへの掲載、電子メール等により追加説明を行うものとする。

(3) 本工事は、週休2日を確保して施工する工事とする。

(4) 本公告に定めのない事項は、入札説明書、案件別落札者決定基準、技術資料等の提出について、その他関係法令の定めるところによる。